

容器包装リサイクル制度について



令和6年11月

目 次

1. はじめに
2. 容器包装リサイクル制度の概要
3. 特定事業者が負担する再商品化委託料金
4. リサイクルの状況と成果
5. その他
 - 識別表示について
 - リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火トラブル
 - プラスチック資源循環促進法について
 - 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会について

1. はじめに

持続可能な社会構築に向けての世界の動向

2015年9月 国連加盟193か国 「持続可能な開発目標（SDGs）」
: Sustainable Development Goals

「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。全世界の「誰ひとり取り残されない」ことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標です。

今日、世界各地で進展がみられますが、2030年までにSDGsを達成するには、取り組みのスピードを速め、規模を拡大しなければなりません。2020年1月、SDGs達成のための「行動の10年（Decade of Action）」がスタートしました。

日本では2021年6月に2度目の自発的国家レビュー（VNR: Voluntary National Review）を発表。2023年12月には取組の指針となる「SDGs実施指針改定」（2度目）があり、2017年からは毎年、政府の施策のうちの重点項目を整理した「SDGsアクションプラン」が策定されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2015年12月 気候変動枠組条約に加盟する全196カ国 「パリ協定」

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択され、2016年に発効した、京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みです。歴史上はじめて全ての国が参加する合意です。加盟各国が、温室効果ガス（主に二酸化炭素）の削減目標を作成・提出・維持する義務と、当該削減目標を達成するための国内対策を施す義務を負います。

日本では、2021年4月22日の気候サミットにおいて菅総理大臣から、2030年度において温室効果ガスの2013年度からの46%削減を目指すことが宣言され、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていく決意が表明されました。

＜各国の2030年目標＞

国・地域	2030年目標	2050ネットゼロ
日本	-46% (2013年度比) (さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく)	表明済み
中国	(1)CO2排出量のピークを2030年より前にすることを目指す (2)GDP当たりCO2排出量を-65%以上 (2005年比)	CO2排出を2060年までにネットゼロ
仏・独・伊・EU	-55%以上 (1990年比)	表明済み
インド	GDP当たり排出量を-45% (2005年比)	2070年ネットゼロ
インドネシア	-31.89% (BAU比) (無条件)、-43.2% (BAU比) (条件付)	2060年ネットゼロ
米国	-50 ~ -52% (2005年比)	表明済み

* BAU : 追加的な対策を講じなかった場合の温室効果ガスの排出量

＜直近の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)動向＞

2021年4月	気候サミットで菅総理大臣が新たな目標を宣言するスピーチ(2013年度から46%削減)
2021年10月	日本は「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、国連へ提出
2023年12月	COP28 アラブ首長国連邦(UAE)・ドバイ パリ協定の目標に対する進捗を確認する第1回グローバル・ストックテイク(GST)が完了
2024年 11月11日～22日	COP29 アゼルバイジャン共和国・バクーにて開催

2. 容器包装リサイクル制度の概要

循環型社会形成の推進に関する日本の法体系

環境基本法（H5年公布、最終改正R3年9月）

「環境基本計画」の策定（概ね5年ごとに見直し）（R6年5月 第六次基本計画）

廃棄物処理の優先順位を
〔1〕発生抑制、〔2〕再使用、
〔3〕再生利用、〔4〕熱回収、
〔5〕適正処分と明記

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法）（H13年1月完全施行）

「循環型社会形成推進基本計画」の策定（概ね5年ごとに見直し）（R6年8月 第五次基本計画）

循環経済への
移行を国家戦
略に

廃棄物の
適正処理

廃棄物処理法

（S45年公布、最終改正R4年6月）

資源有効利用促進法

（H13年4月施行、最終改正R5年4月）

プラスチック資源循環促進法
（R4年4月施行）

再生利用の
推進
識別表示の
義務付け

〔素材に着目した包括的な法制度〕

〔個別物品の特性に応じたリサイクル法〕

一般廃棄物の減
量と資源の有効
活用

容器包装
リサイクル法
（H7年制定、H9年4
月施行、H12年4月全面
施行）
（H18年6月改正、H20
年4月改正法全面施行）

家電リサイクル法
（H13年4月施行）

食品リサイクル法
（H13年5月施行）

建設リサイクル法
（H14年5月施行）

自動車
リサイクル法
（H17年1月本格施行）

小型家電
リサイクル法
（H25年4月施行）

グリーン購入法（H13年4月施行）

容リ法制定の経緯

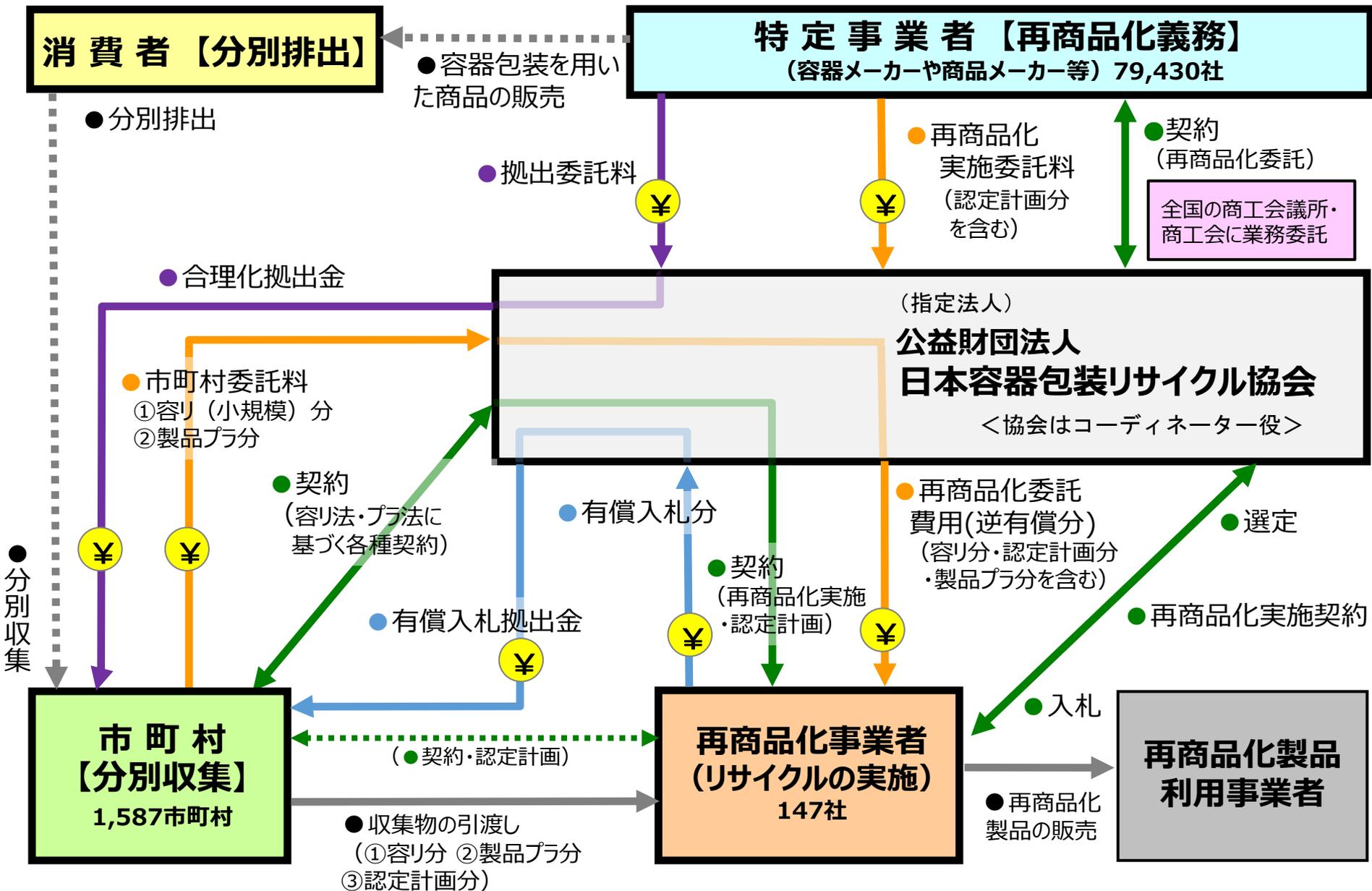
背景は、最終処分場、60%、そしてドイツ。

- ・ 制定当時、一般廃棄物の最終処分場（埋立地）が何も対応しなければ7～9年で溢れてしまう状況でした。
- ・ 家庭から出るごみの約60%（容積比）が容器包装であったため、「これを何とかしよう」となりました。
- ・ ドイツでは1991年（容リ法ができる4年前）から容器包装のリサイクルを実施しており、国際的に遅れをとるわけにはいきませんでした。

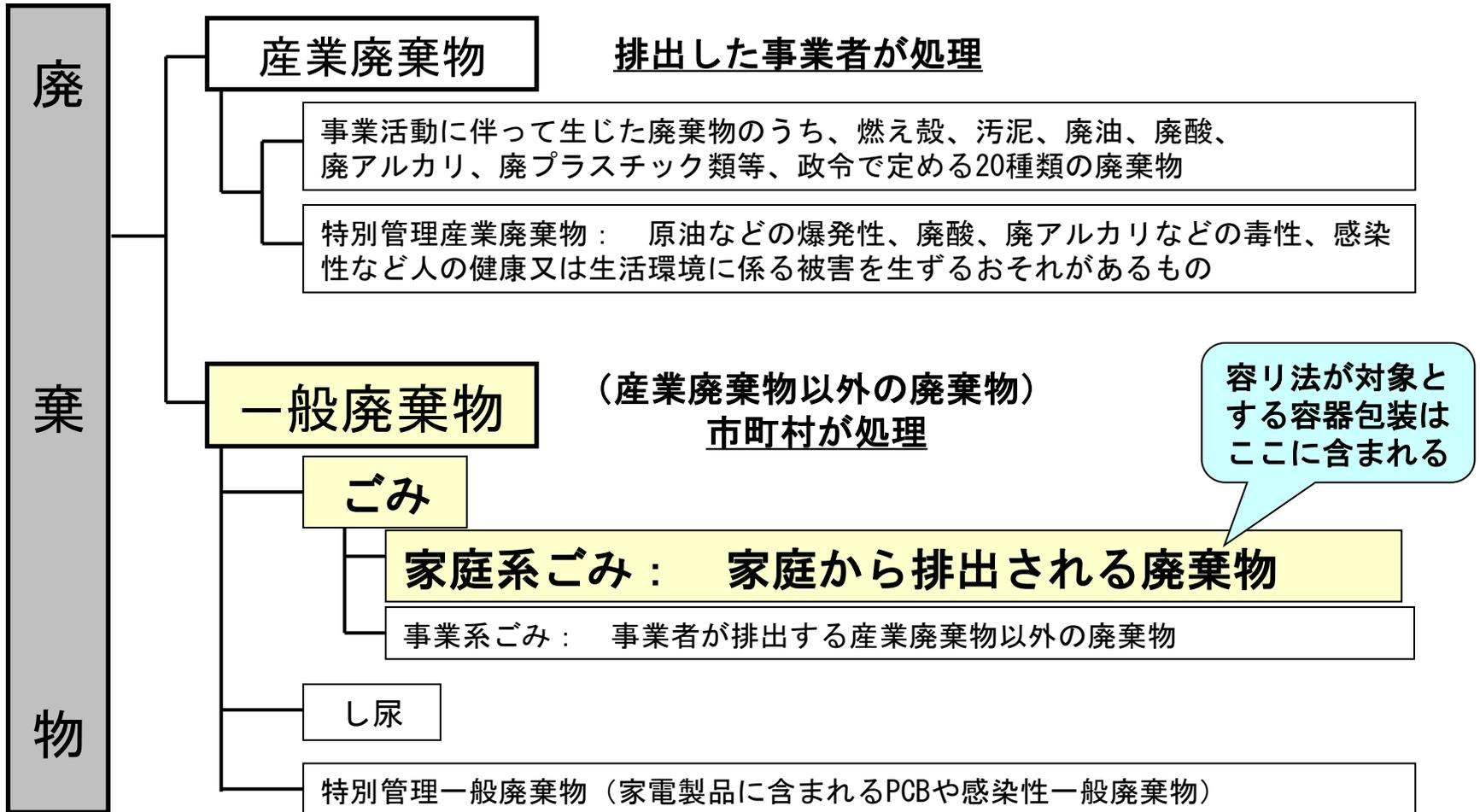
容器包装リサイクル法の目的

- ・ 家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、**一般廃棄物の減量と資源の有効活用**を図ることを目的としています。
- ・ 消費者は「排出抑制」「分別排出」し、市町村は「分別収集」し、事業者は「再商品化（リサイクル）」の責務を負う（**拡大生産者責任（EPR）の導入**）という各々の役割分担が明確化されています。

再商品化事業スキーム <社数等は令和5年度実績>

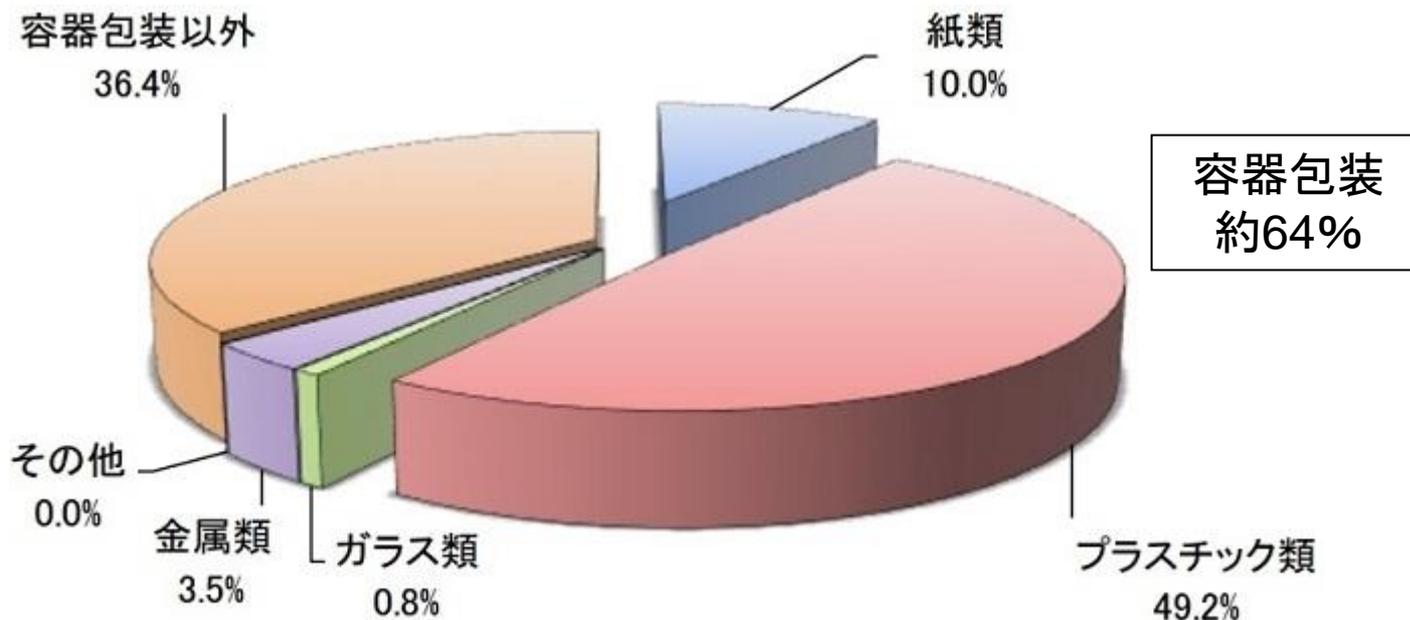


廃棄物の区分



家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合 (令和5年度・容積比)

容器包装が約64%、容器包装以外が約36%。



※四捨五入による端数処理の関係で、合計値が合わない場合がある。

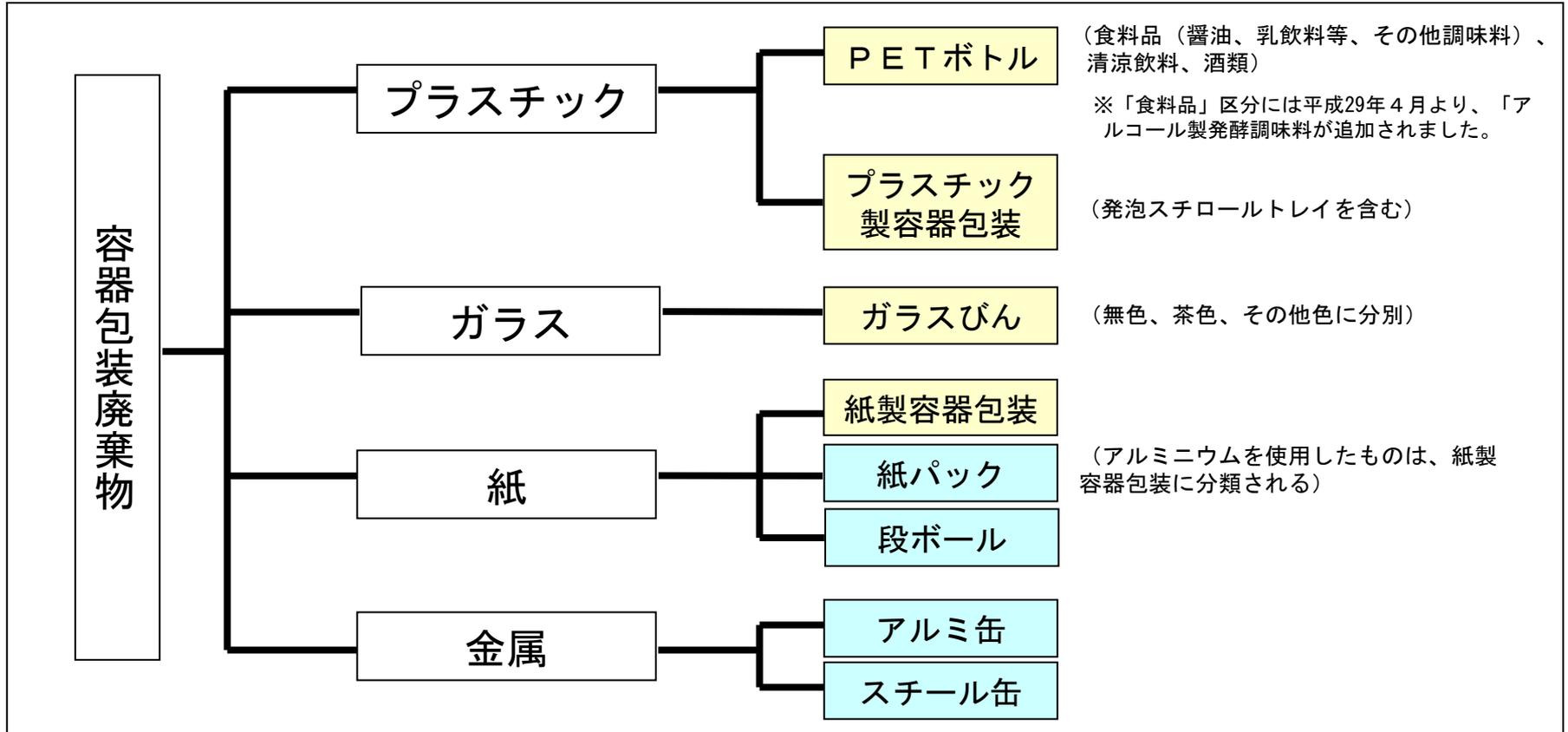
(出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要（令和5年度）」)

分別収集及び再商品化の対象となる容器包装

分別収集の対象となる容器包装は8種類。その内4種類は特定事業者が再商品化の義務を負います。

特定事業者に再商品化の義務有り

特定事業者に再商品化の義務無し



容リ法制定時、ガラスびん・PETボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装の4素材は、資源価値が低いため、市町村が分別収集してもお金を支払わないとリサイクルできない状態（これを逆有償といいます）でした。一方、紙パック・段ボール・アルミ缶・スチール缶の4素材は、資源価値が高いためお金を払わないでもリサイクルされる状態（これを有償といいます）であったため、再商品化義務の対象から除外されました。

容り法の対象となる容器包装

「容器」とは商品をいれるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むものです。また、有料のレジ袋であっても、容器包装リサイクル法では再商品化義務の対象です。

容り法第二条では、以下のとおり定義されています。

この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（*商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

どんな容器包装が該当するのかを判断する目安は、

- 1) 中身が商品か
- 2) 中身と分離した際に不要となるか
- 3) 社会通念上、容器包装と考えられるか

*) H18年の法改正で、有料で提供されたレジ袋も法の対象とするために、“**商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む**”が追加されました。

有償で提供される容器包装であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むもの、即ち商品と一体性を有するものとして提供される場合は、容器包装に該当することになりました。

レジ袋の有料化と再商品化義務について

1. 対象となる事業者	プラスチック製買物袋を扱う小売業に属する事業を営む全ての事業者が対象。小売業ではない事業者であっても、事業の一部として小売事業を行っている場合は有料化の対象となる。
2. 対象となる買物袋	対象となるのは、購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋。
3. 価格設定と売上の使途	価格も売り上げの使途も、事業者自ら設定する。 ただし、1枚あたりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化にあたらぬ。

リサイクルの義務に変わりはない

有料のレジ袋であっても、容器包装リサイクル法では再商品化義務の対象とされている。

有料であっても、家庭からごみとして排出されるため、リサイクルする必要がある。

有料化の対象外となる買物袋

- ①プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの
- ②海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
- ③バイオマス素材の配合率が25%以上のもの

※“有料化“の対象外となっても、“リサイクルの義務”については対象です。

詳しくは経済産業省のホームページ(下記URL)をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

法の対象となる容器包装の具体例

容器の蓋、キャップ、中栓も対象です。

<u>1. ガラスびん</u>	<ul style="list-style-type: none">・牛乳びん・ビールびん・酒のびん・化粧品のびん
<u>2. PETボトル</u>	<ul style="list-style-type: none">・清涼飲料水のボトル・醤油のボトル・麺つゆのボトル・乳飲料のボトル・食酢、調味酢のボトル
<u>3. 紙製容器包装</u>	<ul style="list-style-type: none">・医薬品の箱・お菓子の箱・紙製手提げ袋・洗剤の箱・贈答品の箱やその中の台紙、中仕切り・ワイシャツの中の台紙
包装の例	<ul style="list-style-type: none">・デパート等で商品を包む包装紙・板ガムの胴巻き
<u>4. プラスチック製容器包装</u>	<ul style="list-style-type: none">・お菓子、パン、その他食品や調味料のフィルム袋（ビニール袋）・生鮮食料品のトレイ・スーパー、コンビニ等の弁当や惣菜の容器・スーパー、コンビニ等のレジ袋・PETボトルのプラ製キャップ・シャンプーのボトル、キャップ（ポンプタイプはポンプ部分も）・卵パック（PET素材であっても）・通販時に箱の中で利用するエアクッションやエアキャップ袋
包装の例	<ul style="list-style-type: none">・生鮮食料品にトレイと同時に用いられるラップフィルム・PETボトルのラベル（分離可能な場合）・飴等の個包装に用いられる端をひねってあるプラスチックフィルム

法の対象とならない容器包装

容り法における「容器・包装」の定義から、対象とならない代表的な事例

対象でない具体的事例	理由
手紙やダイレクトメールを入れた封筒	中身が商品でないため。
クリーニングの袋	役務の提供に使われているため。 (商品を入れたものではないため)
商品券を入れた袋	
CD、DVDのケース	中身と分離した場合に、不要とならないため。
楽器、カメラ等のケース	
ラベル、ステッカー、シール、テープ類	社会通念上、容器包装とは判断しないため。
にぎり寿司の中仕切り	

再商品化(リサイクル)義務を負う事業者

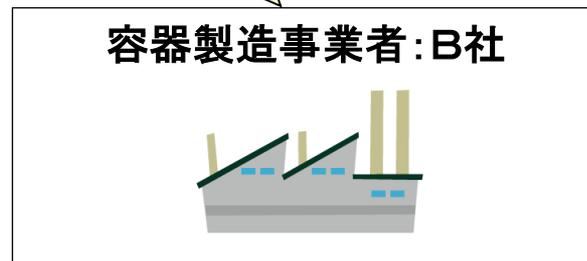
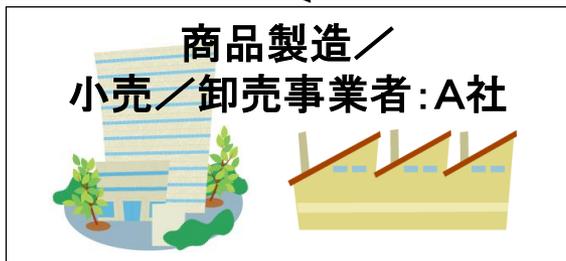
- ① 特定容器利用事業者
⇒販売する商品に特定容器を用いる事業者
(特定容器入りの商品を輸入する場合も含む)
 - ② 特定容器製造等事業者
⇒特定容器を製造する事業者
(特定容器入りの商品を輸入する場合及び特定容器の輸入を含む)
 - ③ 特定包装利用事業者
- ※ 下記の小規模事業者は適用除外。売上高と従業員数のいずれの基準も満たす場合。

業種	製造業等、社団・財団法人、 学校法人等	小売業、サービス業、卸売業
年間売上高	2億4千万円以下	7千万円以下
常時使用の従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

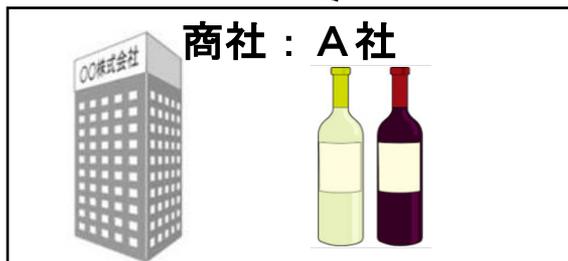
容器利用事業者、容器製造等事業者の再商品化義務

A社に**容器利用事業者**としての再商品化義務が課される

B社に**容器製造等事業者**としての再商品化義務が課される

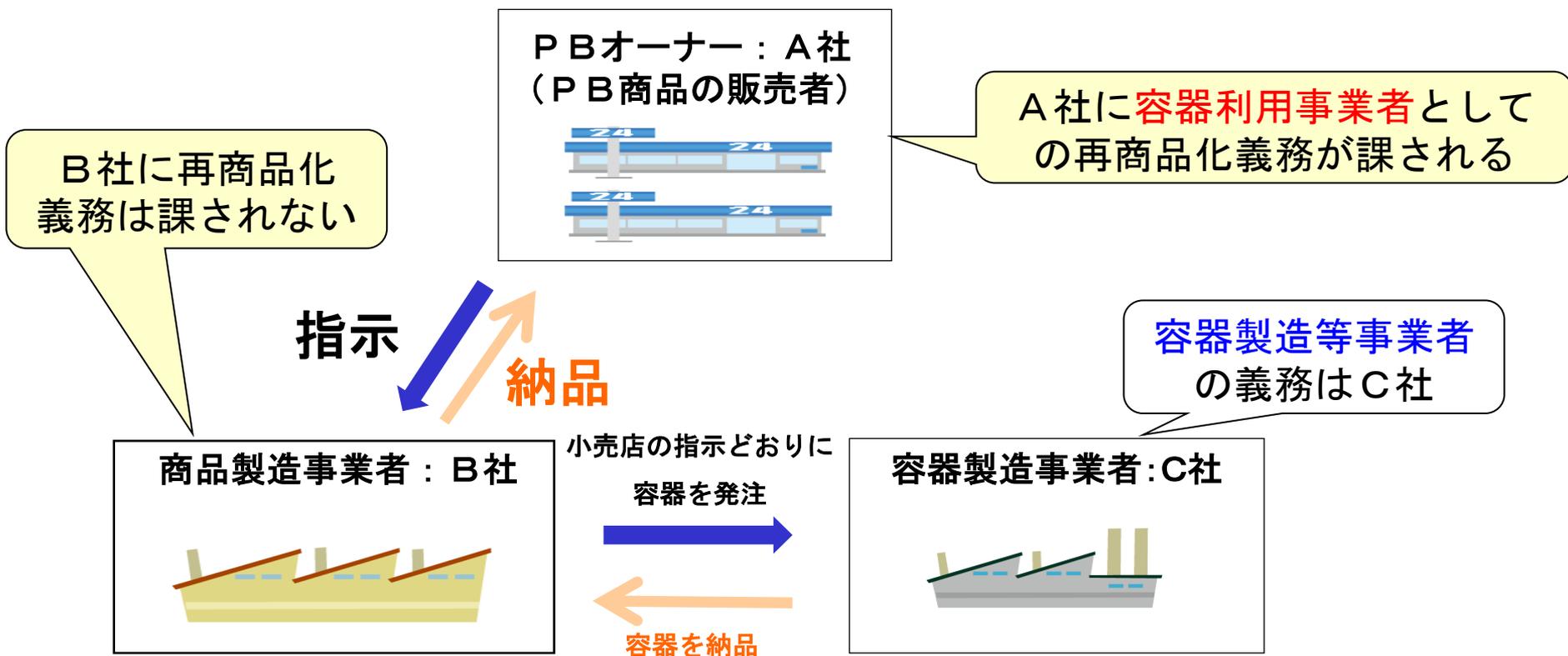


A社に**容器利用事業者**と**容器製造等事業者**の両方の義務が課される



プライベートブランド（PB）商品の場合の再商品化義務

容器の形状やデザイン、自社の商標の表示をプライベートブランド（PB）オーナー（下図A社）が指定する場合、PBオーナー（A社）に『容器利用事業者』の義務が課される。



輸入の委託・受託における再商品化義務

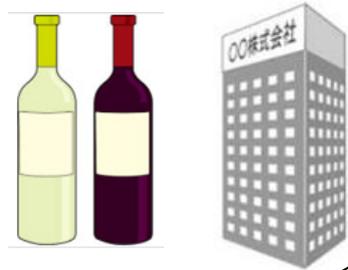
下図商社 A 社が輸入会社 B 社に対し、ボトル（ガラスびん）入りのワインの輸入を委託した場合、**A 社に容器利用事業者と容器製造等事業者の両方の義務が課される。**

＜ラベルの事例＞

品目	果実酒
内容量	750ml
アルコール分	13%
原産国	フランス
輸入者	A 商事株式会社
住所	東京都〇〇区〇〇1



海外の
ワインメーカー



商社：A 社

指示
納品

輸入会社：B 社

輸入

A 社に容器利用事業者と容器製造等事業者の両方の義務が課される

販売



小売店：C 社



❖ 但し、P20 同様に容器の形状やデザイン、自社の商標の表示をプライベートブランド (PB) オーナー (図中 C 社) が指定する場合、PB オーナー (C 社) に利用事業者と製造等事業者の両方の義務が課される。

通信販売事業(ECサイト出店を含む)における再商品化の義務

ケース1;仕入れた商品を通信販売する場合

通信販売事業者が仕入れた商品を通信販売する場合には、商品の発送用に利用する箱(段ボールを除く)や緩衝材(容器又は包装に該当)などの『容器包装利用事業者』の再商品化義務が課される。

通販事業者: A社

A社に発送用の容器包装の利用事業者としての再商品化義務が課される

商品製造事業者: B社

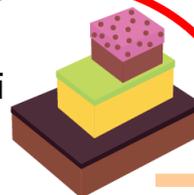
仕入れ

商品を入れる容器や包装

B社には、B社の商品に用いる容器包装の利用事業者としての再商品化義務が課される



紙箱



緩衝材

販売



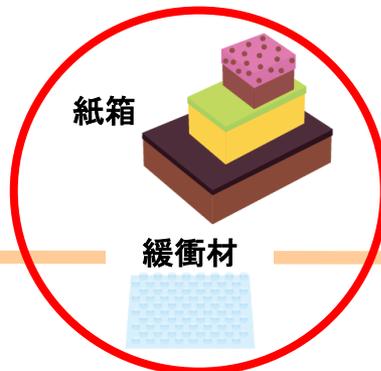
段ボールは義務の対象外

通信販売事業(ECサイト出店を含む)における再商品化の義務

ケース2; 商品製造事業者が通信販売する場合

商品製造事業者が通信販売する場合、中身の商品に用いる容器や包装と併せて、商品の発送用に利用する箱（段ボールを除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）などの両方について『容器包装利用事業者』の再商品化義務が課される。

商品製造事業者：B社



販売



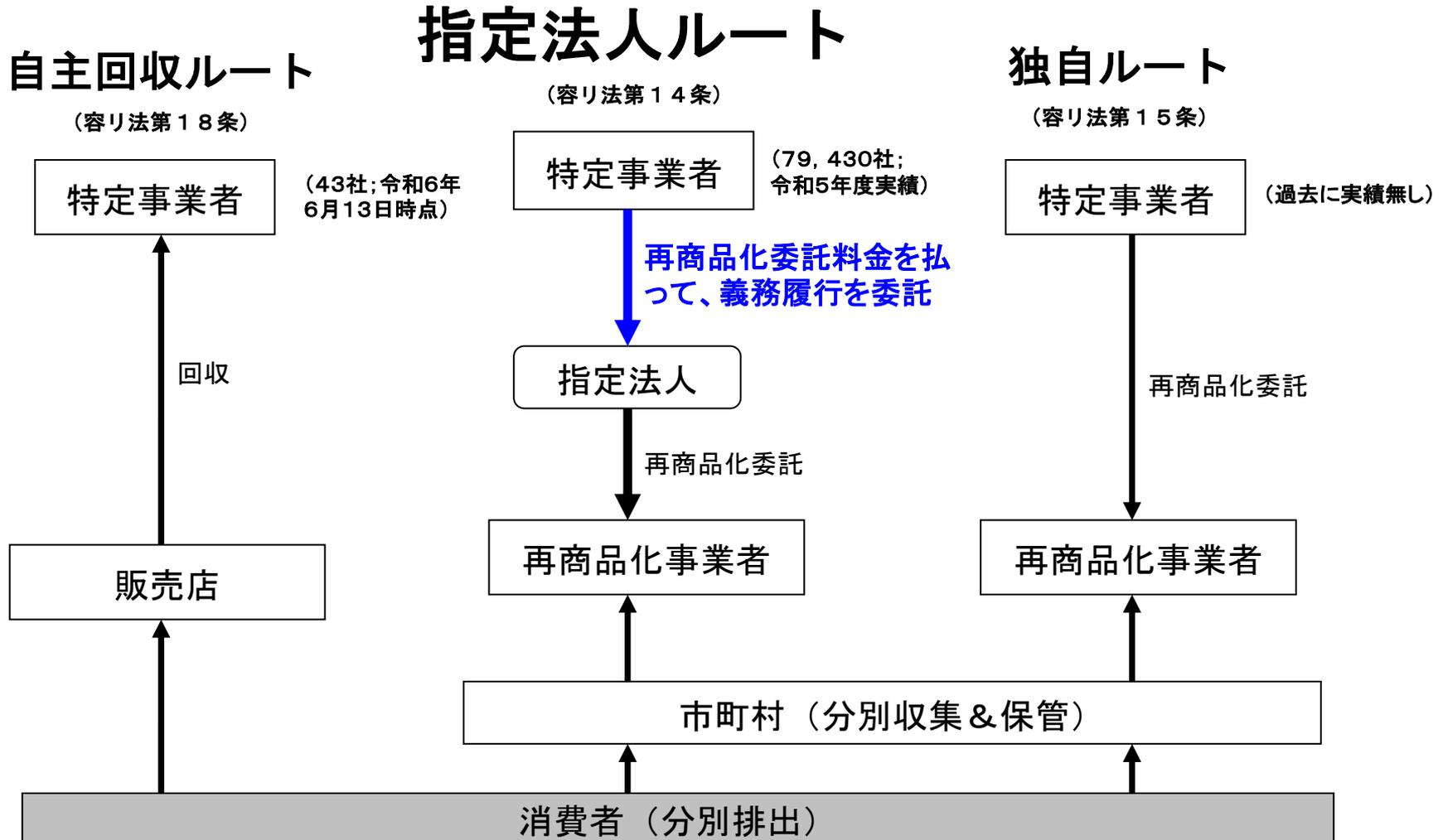
B社には、B社の商品に用いる容器や包装と発送用の箱（段ボール除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）の両方について利用事業者としての再商品化義務が課される



段ボールは義務の対象外

特定事業者の再商品化義務履行方法

★義務を果たす方法は3通りあるが、実際は殆んど（99.9%超）が指定法人ルート。



(自主回収ルートと独自ルートは主務大臣の認可が必要)

再商品化義務不履行事業者への対応

容り法第三十九条、第四十条による規定

1. 主務大臣による報告の徴収
2. 主務大臣の命を受けた職員による立入検査

容り法第十九条、第二十条、第四十六条による規定

1. 主務大臣による指導、助言
2. 主務大臣による勧告
3. 主務大臣による公表
4. 主務大臣による命令
5. 100万円以下の罰金

* 罰金額はH18年の法改正で、50万円から100万円に引き上げられました。

* ただ乗り事業者の義務履行に時効はありません。

再商品化義務不履行に対する罰則の適用

○社名『公表』

- ・平成17年4月20日：11件
- ・平成17年9月9日：58件
- ・平成18年1月18日：8件
- ・平成20年12月19日：2件
- ・平成23年7月21日：3件
- ・平成27年3月27日：7件
- ・平成29年7月4日：1件
- ・平成30年7月30日：1件

○『命令』

- ・平成18年1月18日：36件

報道発表資料

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表一覧](#) > 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項」に基づく公表について

 この記事を印刷

2018年07月30日 [再生循環](#)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項」に基づく公表について

農林水産省、経済産業省及び環境省は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、平成29年7月4日付けで再商品化義務を履行するよう勧告を行った事業者が、勧告に従わなかった旨を公表します。

1. 経緯

容器包装を製造し、又は利用する事業者（従業員数又は売上高が一定規模以上）は、容器包装リサイクル法の規定に基づき、再商品化義務（再商品化委託料金等の支払い）が課されています。

農林水産省、経済産業省及び環境省は、地方農政局等による報告徴収等により再商品化義務不履行が確認された事業者に対し、平成28年4月1日付けで指導・助言、平成29年7月4日付けで勧告を行いました。以下の事業者が平成30年7月25日現在においても再商品化を実施した事実が認められないことから、勧告に従わなかった旨を公表します。

今後も、正当な理由なく、再商品化義務を履行しなかった場合には、これらの事業者に対して再商品化を命ずることとなります。

今後とも、関係省庁が連携し、同法の適正な運用に努めてまいります。

帳簿記載の義務

帳簿は、再商品化義務量算出の基となると同時に、義務履行の証明ともなるものです。

そのため、ガラスびん・PETボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装を利用したり、製造等する特定事業者は、帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)

なお、主要記載事項については主務省令第30条で定められています。

※帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合は、20万円以下の罰金と定められています。

詳しくは当協会のホームページをご確認ください。

https://www.jcpra.or.jp/container/obligation_penalties/books_guidelines/tabid/726/index.php

3. 特定事業者が負担する 再商品化委託料金

特定事業者が負担する再商品化委託料

再商品化義務を有する特定事業者が、指定法人ルートで再商品化を実施するために指定法人（容リ協会）に支払う再商品化委託料は2種類あります。特定事業者は①②両方を支払うことで再商品化の義務を履行したとみなされます。

①再商品化実施委託料（以下、「実施委託料」という）

→リサイクルの実施に伴う委託料。



②拠出委託料

→「市町村への資金拠出制度（容リ法第10条の2）」に伴う委託料。

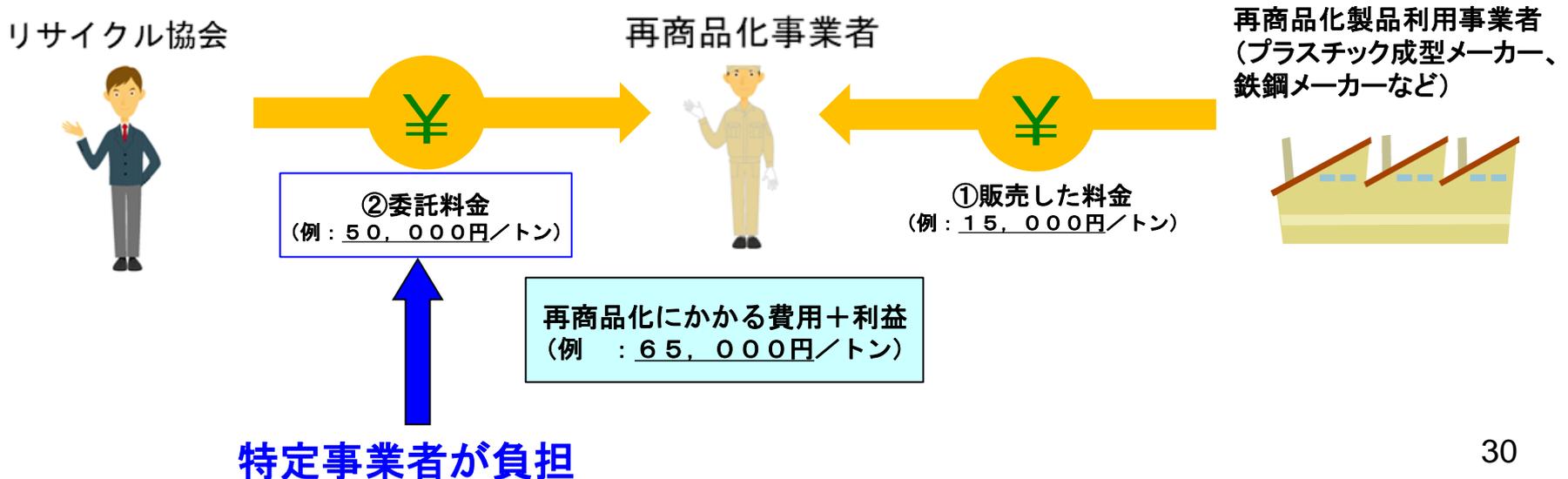


実施委託料について

市町村が収集しても、処理費用を支払わなければ再生処理できないもの（「逆有償」）を、再商品化（リサイクル）するために必要な経費として使われます。

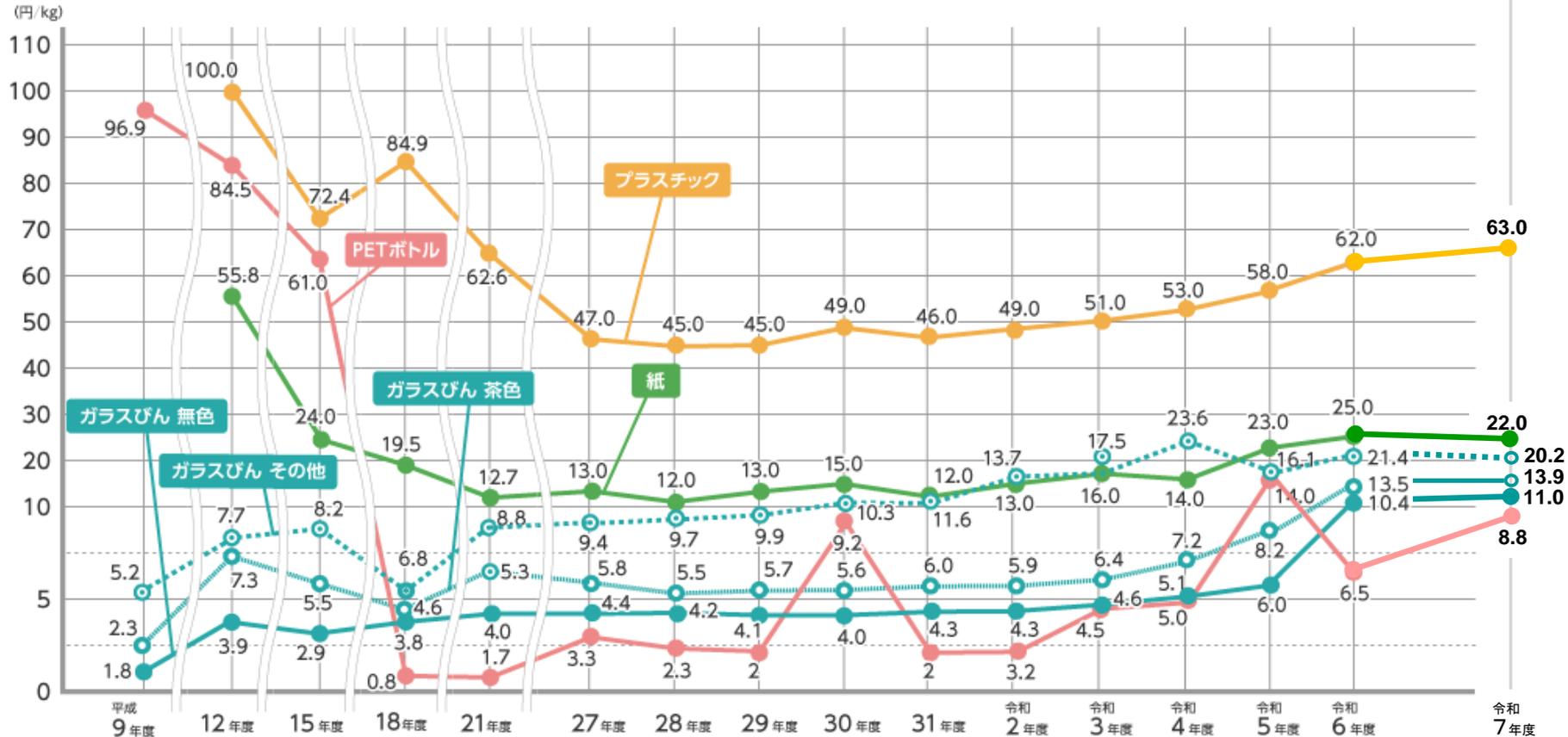
（再商品化事業者を支払われる再商品化委託費用・容リ協会経費ほか）

基本的な仕組み（逆有償）～プラスチック製容器包装の事例～



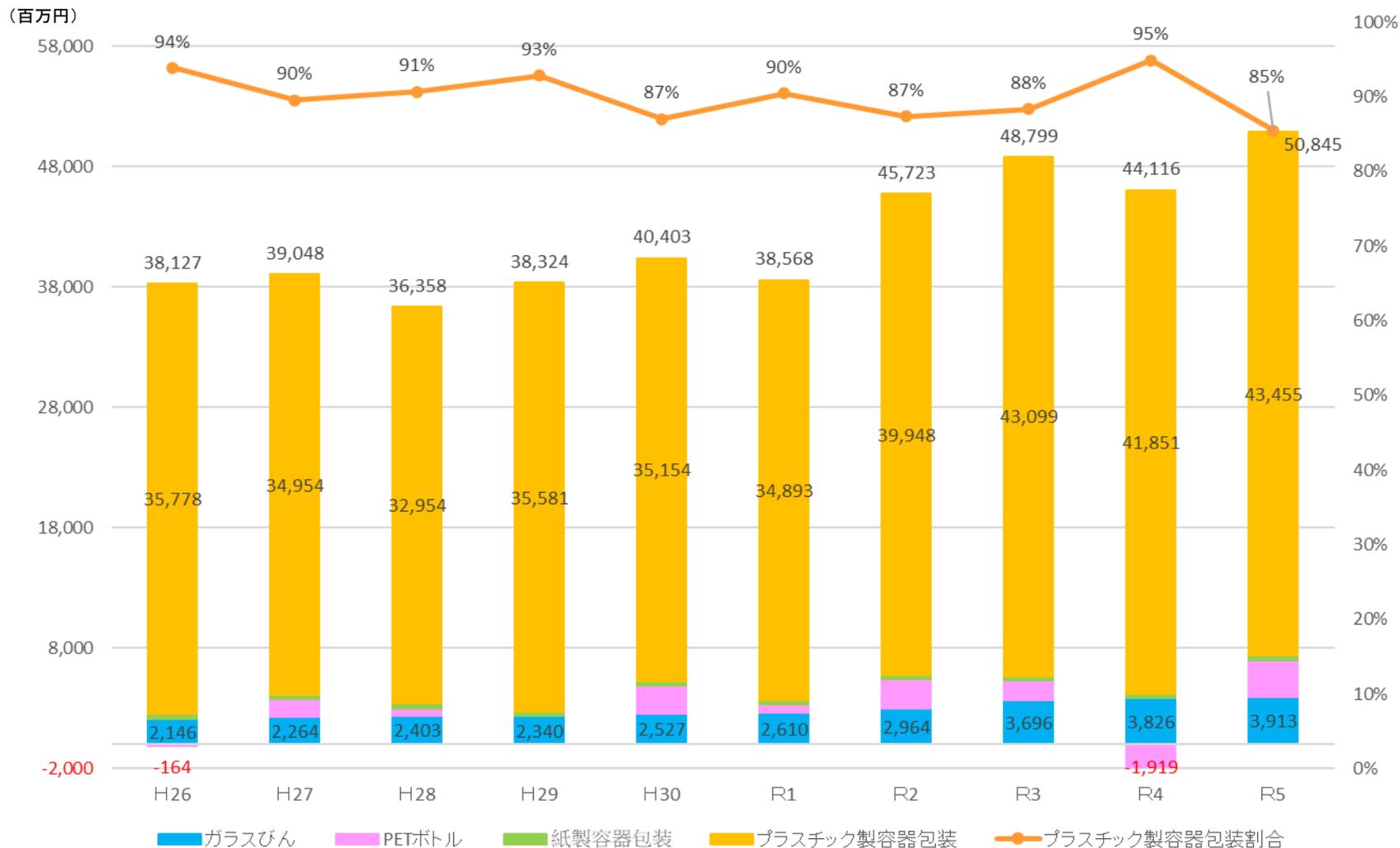
実施委託単価の推移

再商品化実施委託単価の推移（税抜）



特定事業者が負担した金額（実施委託料）の推移

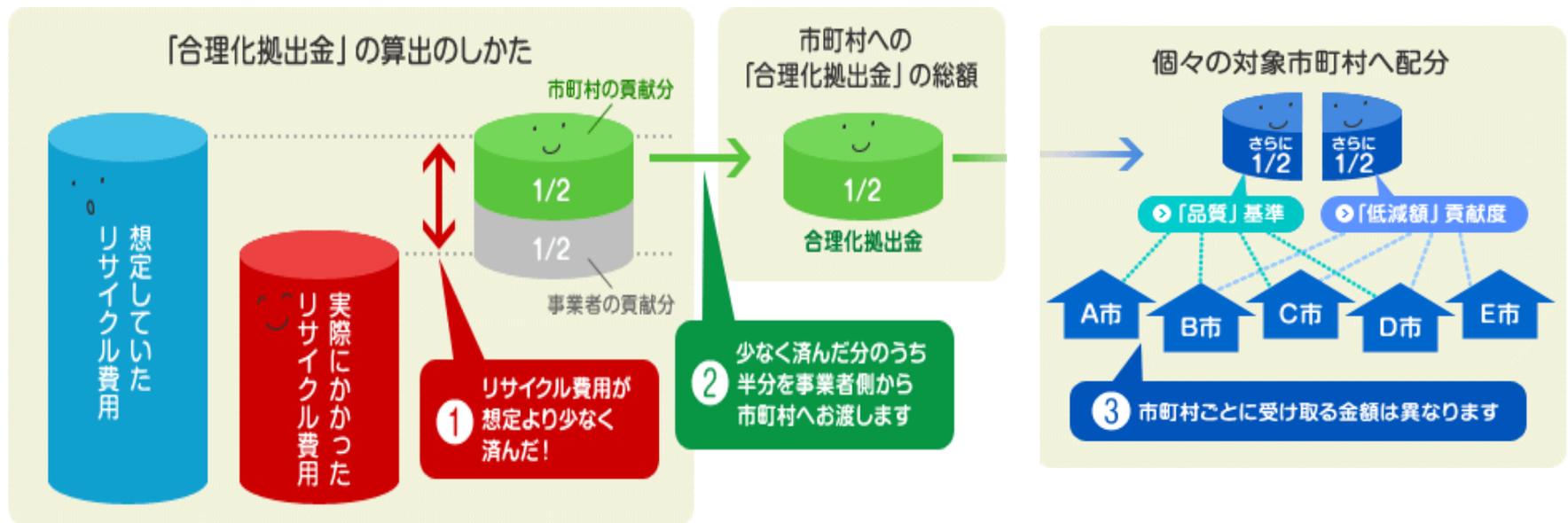
令和5年度の再商品化実施委託料は508億円で、全体の約85%がプラスチックの費用。



拠出委託料

市町村への資金拠出制度（「合理化拠出金制度」） ※平成20年4月から

社会全体としてリサイクルの合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、**リサイクルの効率化が図られた場合は、その成果を市町村と事業者の双方が享受する考え方で、事業者から市町村に資金（合理化拠出金）を拠出する。**



* リサイクルの効率化を算定する仕組み

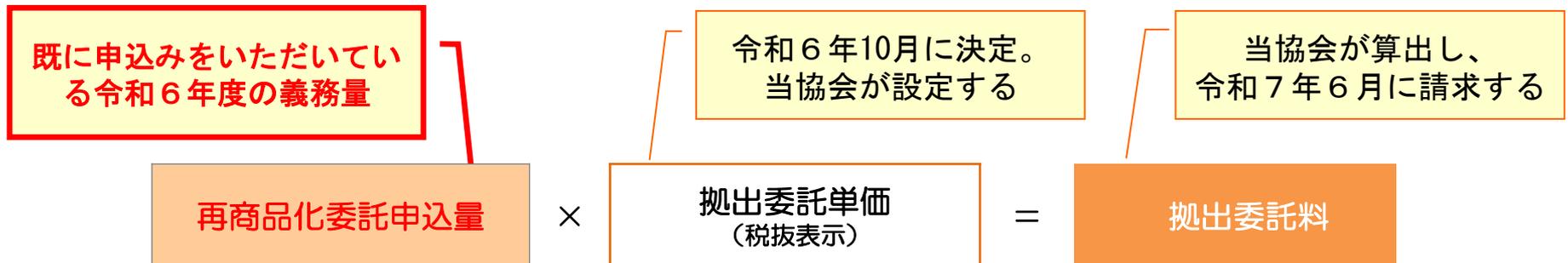
想定額＝想定単価（リサイクルの効率化の指標）×想定量（毎年の市町村契約量）と
実際にかかった費用の差額＝効率化分を算定。その×1/2が合理化拠出金。

想定単価は3年ごとに改定（直近3ヶ年の支出実績単価平均）し、3年間固定適用する。

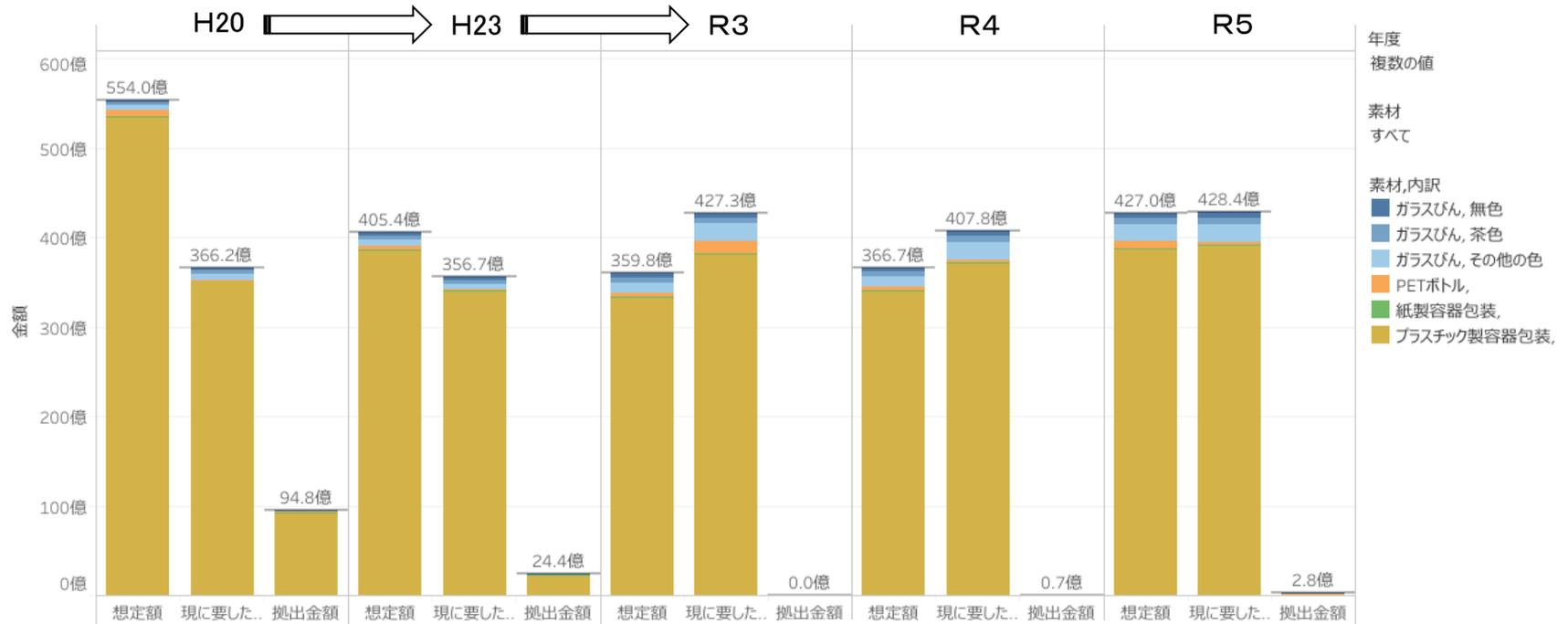
拋出委託料（令和6年度分） の算定の考え方と手続き

令和6年度の再商品化申込みをいただいている全ての特定事業者に対して、「令和6年度分 拋出委託料」を、年度終了後の令和7年6月に請求致します。

請求額は、令和6年度の「再商品化委託申込量」に、「令和6年度 拋出委託単価（令和6年10月に決定）」を乗じて、**当協会が自動的に算出するため、特定事業者の方は新たな申込手続きを行う必要はありません。**



合理化拠出金の推移

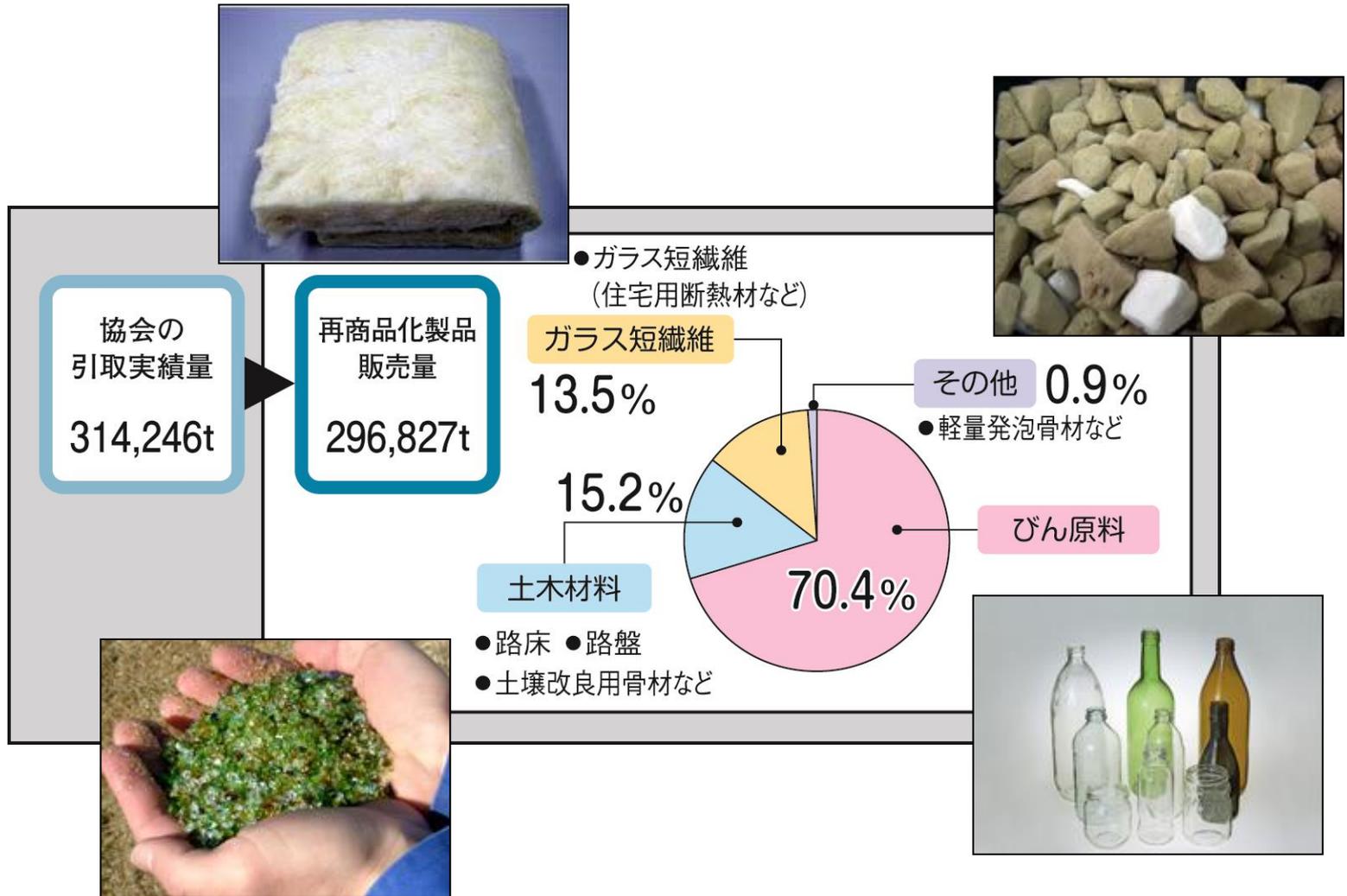


素材	内訳	名称	H20	H23	R3	R4	R5
ガラスびん	無色	想定額	2.958億	4.052億	5.094億	4.951億	6.018億
		現に要した費用	3.535億	4.184億	5.888億	6.393億	6.985億
		拠出金額	0.000億	0.000億	0.000億	0.000億	0.000億
	茶色	想定額	3.546億	4.371億	5.275億	5.294億	6.410億
		現に要した費用	3.926億	4.284億	6.055億	6.944億	7.599億
		拠出金額	0.000億	0.044億	0.000億	0.000億	0.000億
その他の色	想定額	5.530億	6.635億	11.844億	12.013億	18.176億	
	現に要した費用	6.475億	6.237億	19.068億	19.686億	18.903億	
	拠出金額	0.000億	0.199億	0.000億	0.000億	0.000億	
PETボトル	想定額	7.487億	4.117億	4.174億	3.936億	9.391億	
	現に要した費用	0.958億	1.869億	14.686億	2.529億	3.849億	
	拠出金額	3.265億	1.124億	0.000億	0.703億	2.771億	
紙製容器包装	想定額	1.247億	0.522億	0.185億	0.175億	0.384億	
	現に要した費用	0.126億	0.260億	0.573億	0.515億	0.548億	
	拠出金額	0.560億	0.131億	0.000億	0.000億	0.000億	
プラスチック製容器包装	想定額	533.249億	385.713億	333.206億	340.336億	386.649億	
	現に要した費用	351.208億	339.852億	381.058億	371.739億	390.514億	
	拠出金額	91.021億	22.931億	0.000億	0.000億	0.000億	

4. リサイクルの状況と成果

ガラスびんのリサイクルのゆくえ

～令和5年度～



PETボトルのリサイクルのゆくえ

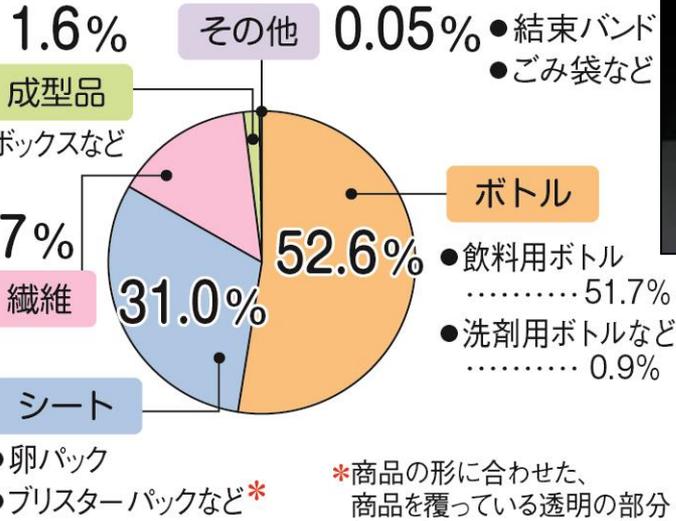
～令和5年度～



協会の
引取実績量
204,969t

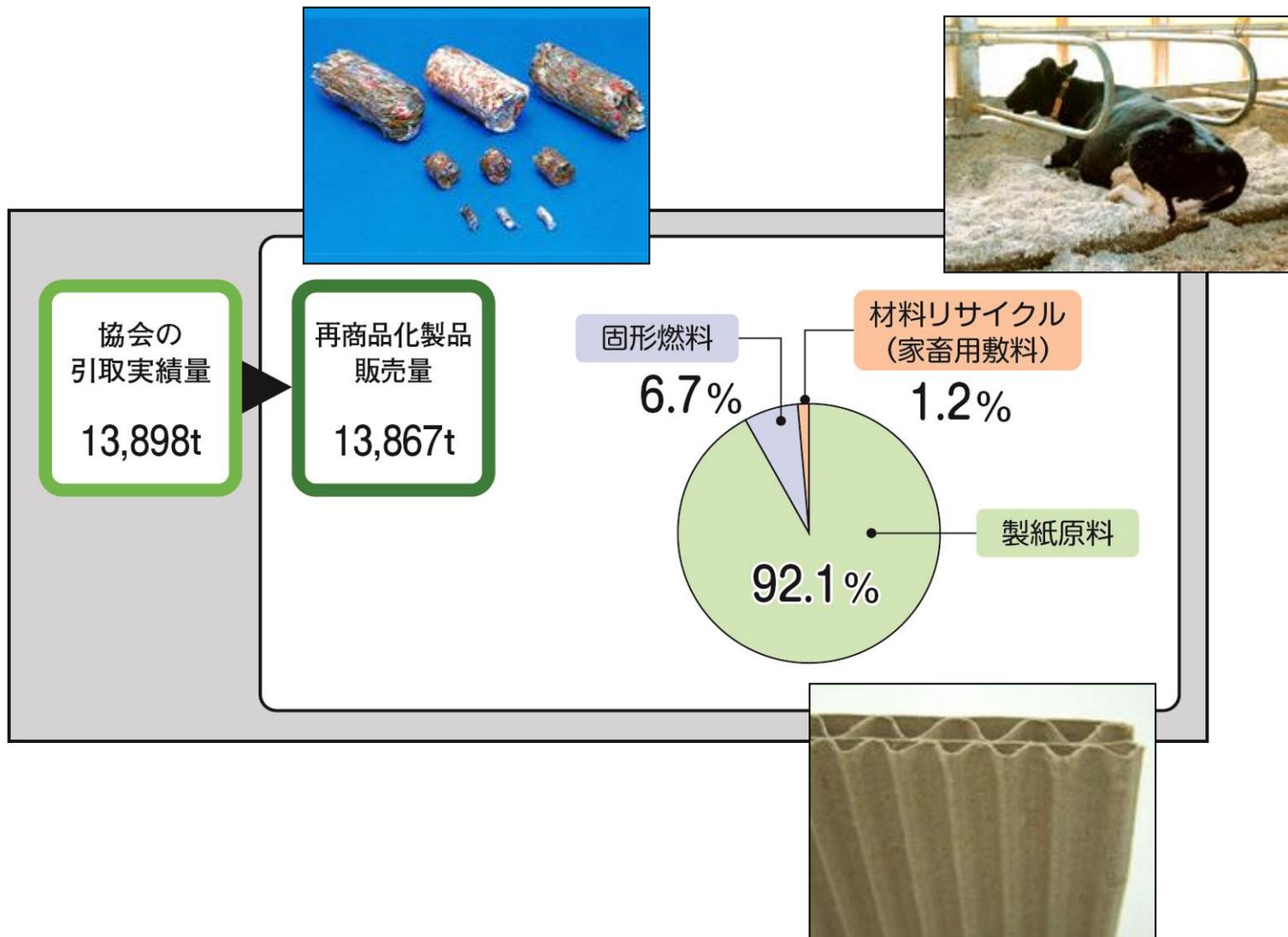
再商品化製品
販売量
177,056t

- 自動車の内装材
- カーペット
- ユニフォームなど



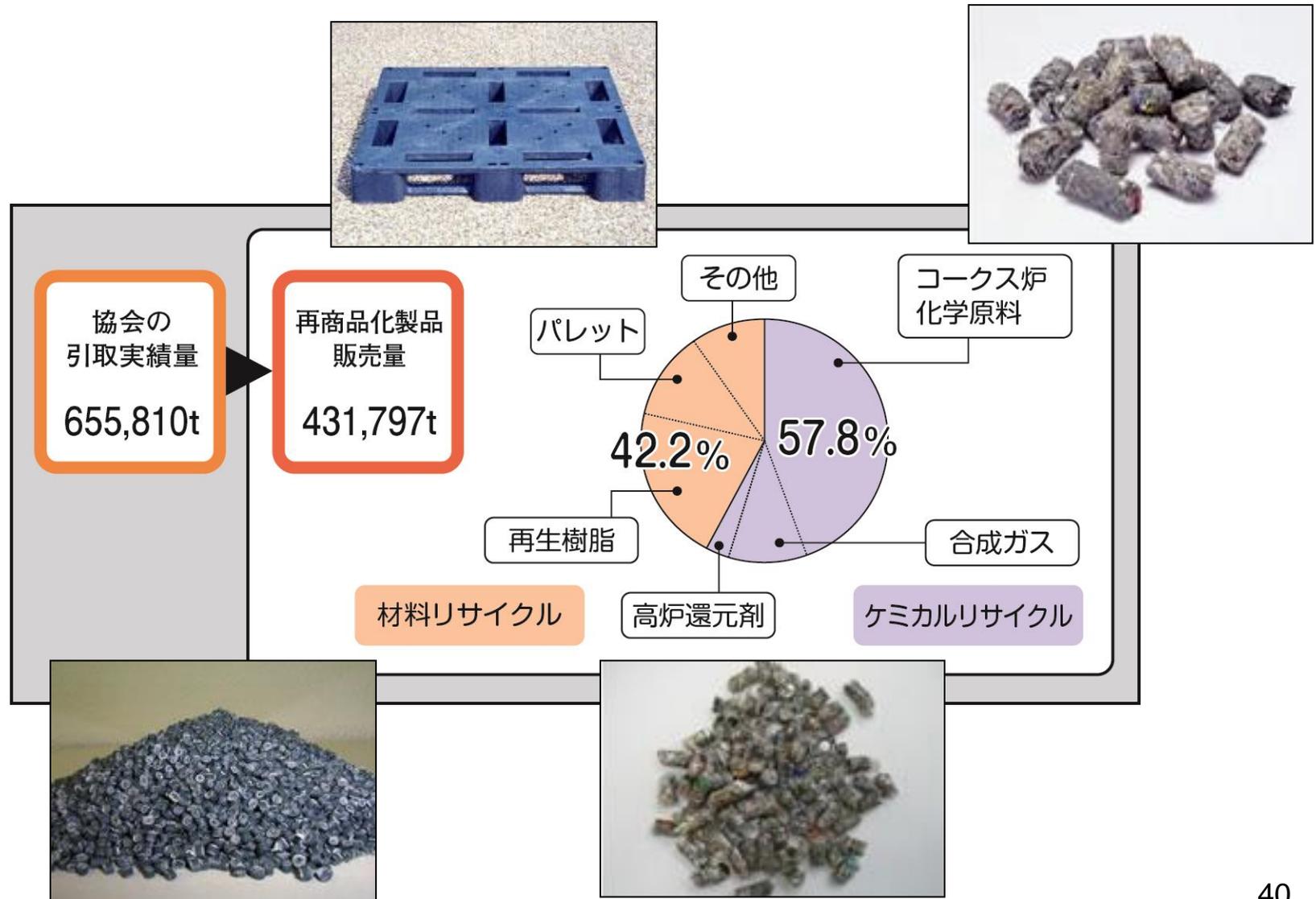
紙製容器包装のリサイクルのゆくえ

～令和5年度～



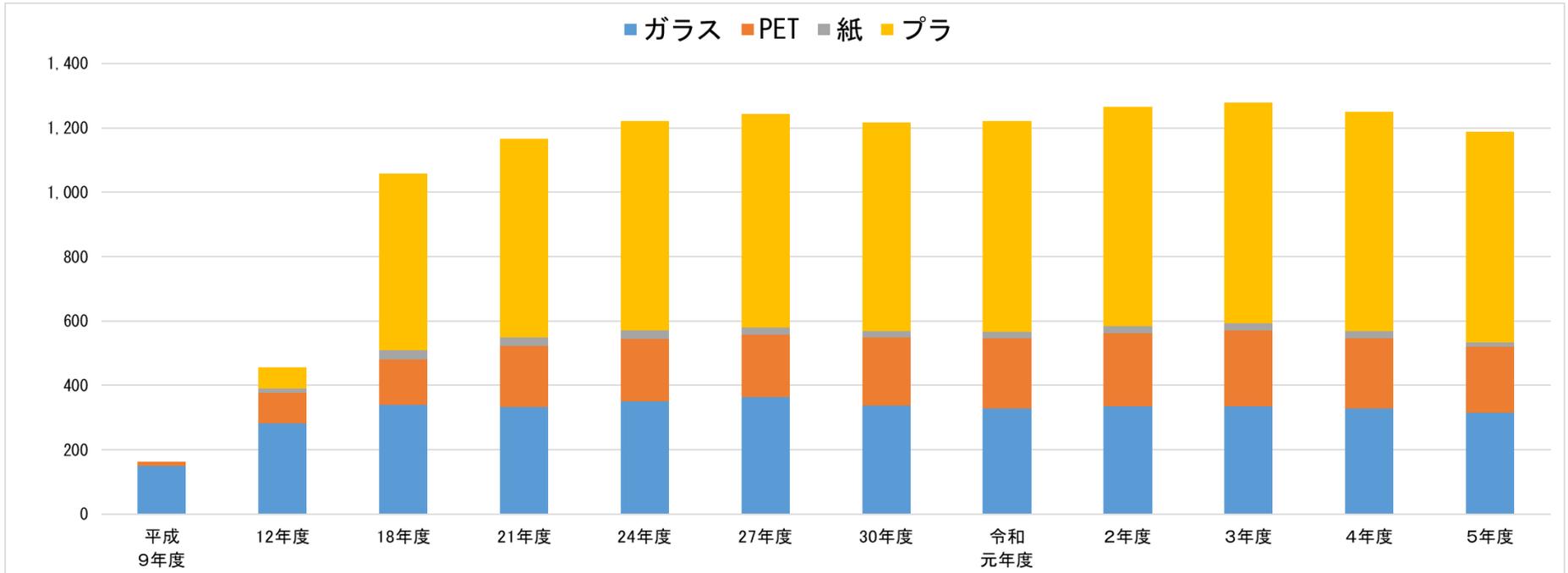
プラスチック製容器包装のリサイクルのゆくえ

～令和5年度～



市町村からの引取り量の推移

(千トン)

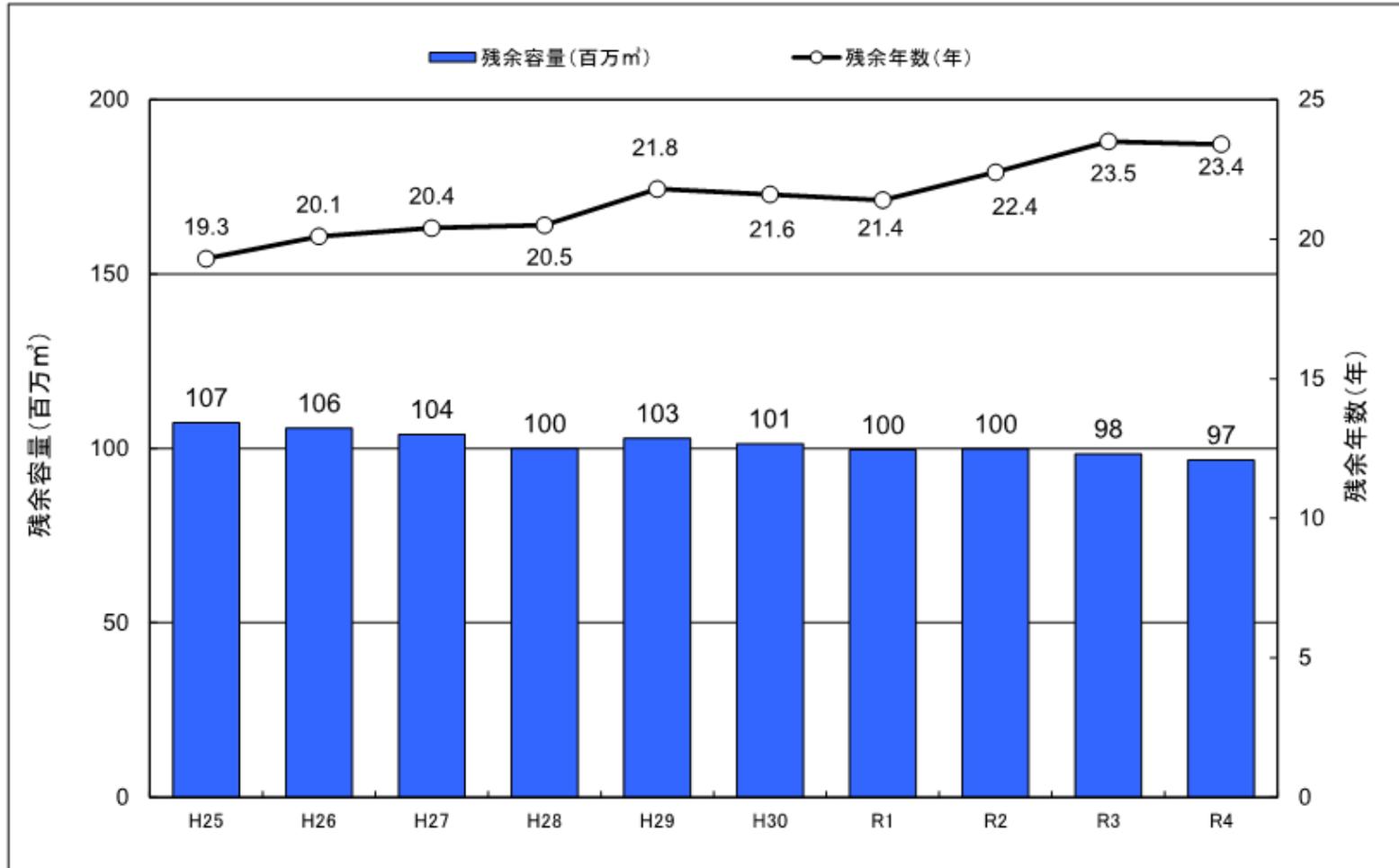


	平成9年度	12年度	18年度	21年度	24年度	27年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ガラス	148,363	280,878	339,106	333,462	349,443	364,180	336,716	328,625	335,107	335,045	327,416	314,246
PET	14,014	96,652	140,416	188,783	194,777	192,169	211,480	217,065	227,338	236,512	219,676	204,969
紙		11,243	28,618	25,554	25,581	22,660	20,897	20,729	20,274	20,131	20,146	13,898
プラ		67,080	548,839	617,151	651,351	663,014	646,914	654,538	681,436	686,467	682,286	655,810
合計	162,377	455,853	1,056,979	1,164,950	1,221,152	1,242,023	1,216,006	1,220,958	1,264,155	1,278,154	1,249,524	1,188,924

※令和5年度のプラは、容り法の分別基準適合物とプラ法第32条の分別収集物を合算した数値

一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数の推移

残余年数は継続的に伸長している（H7_8.5年⇒H25_19.3年⇒R4_23.4年）。
但し、残余容量は継続的に減少（H11_172百万m³⇒H25_107百万m³⇒R4_97百万m³）



出典：環境省ホームページ「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和4年度）について」

○事業者によるReduce（軽量化）の取組み（3R推進団体連絡会調べ）

素 材	指 標	2025 年度目標 (基準年度：2004 年度)	2022 年度実績
ガラスびん	1 本 / 1 缶 当 たり平均重量 の軽量化率	1.5%以上	2.5%
PET ボトル		25%以上	27.6%
スチール缶		9%以上 (※1)	9.4%
アルミ缶		6%以上	6.1%
飲料用紙容器	1 m ² 当 たり 平 均重量の軽量 化率	3%以上 (※2)	2.7%
段ボール		6.5%以上	6.2%
紙製容器包装	リデュース率	15%以上	16.2%
プラスチック容器包装		22%以上	19.7%

※1 2021 年に 8% から上方修正

※2 牛乳用 500ml サイズカートンを対象とする。

○消費者によるReduce（マイバック運動＝レジ袋辞退）の取組み

レジ袋辞退率は

平成14年9月 8.03% ⇒ 令和2年3月 57.21% ⇒ 令和6年3月 83.28%

(日本チェーンストア協会調べ <https://www.jcsa.gr.jp/topics/environment/approach.html>)

5. その他

識別表示について

「資源有効利用促進法」で商品に容器包装の素材を表示することが義務付けられており、消費者が分別排出しやすいようにする目的があります。



プラスチック製容器包装

食料品（醤油、乳飲料等）、清涼飲料、酒類のPETを除く



紙製容器包装

飲料用紙（アルミ不使用のもの）と段ボール製のものを除く



PETボトル

食料品（醤油、乳飲料）、清涼飲料、酒類



飲料用スチール缶



飲料用アルミ缶

- ・識別表示義務を遵守しない場合、主務大臣による勧告、公表、改善命令、罰金(50万円以下)の順で罰則が適用される。また、必要に応じて、主務大臣は事業者から業務状況の報告を受けることや立入検査を実施することができる。
- ・この表示は、容り法で再商品化の義務履行が免除されている小規模企業にも義務がある。
- ・「プラ」の材質表示には、識別表示とは異なり、法的義務は無いが、望ましいこととされている。
- ・令和2年4月1日に資源有効利用促進法の省令一部改正があり、識別表示のルールが変更された。
 - ⇒スチール缶、アルミ缶、PETボトルの識別マークのサイズが、プラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能となった。
 - ⇒PETボトルに関しては、外装単位の販売に限り、外装に表示するときは、個別容器への表示を省略することが可能となった。

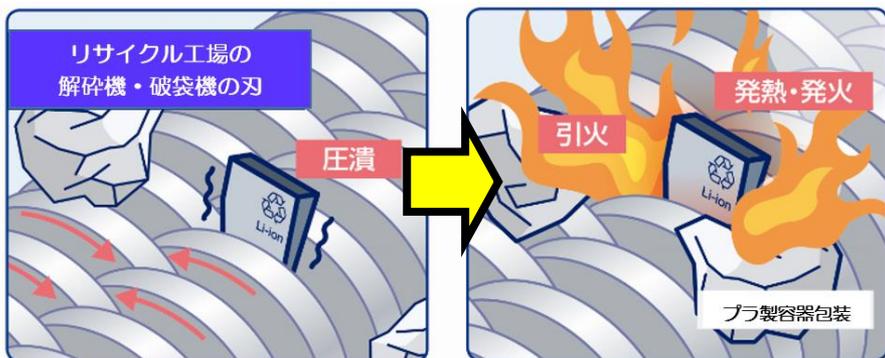
(識別表示の詳細は、http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq.html を参照)

リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火トラブル

リチウムイオン電池等の混入が原因と思われる発煙・発火トラブルがプラスチックのリサイクル工場で急増しており、再商品化に影響が出ております。さらに重大な事故の懸念もあり、喫緊の課題です。事故は令和元年度301件、2年度285件、3年度283件、4年度285件、5年度も251件発生しており、消費者の分別排出に向けた普及啓発が必要となっております。



容器包装ではない、リチウムイオン電池等の充電式電池が「プラマークの日」に回収されたプラスチック製容器包装に混入。



リサイクル工場の解砕・破砕機でリチウムイオン電池が押しつぶされ、ショート・発火。燃えやすいプラ製容器包装に引火する。



リチウムイオン電池の発火が原因で建屋・設備が焼けてしまったリサイクル工場の現場写真

プラスチック資源循環促進法について

背景

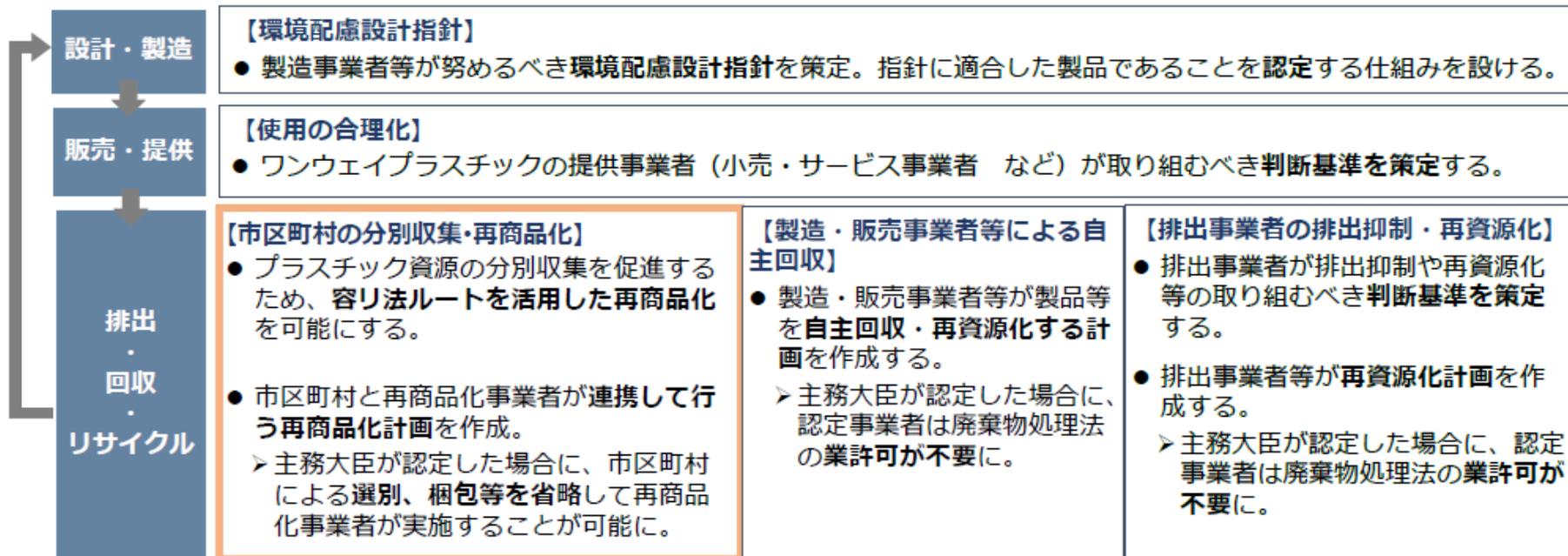
海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

全体像

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。

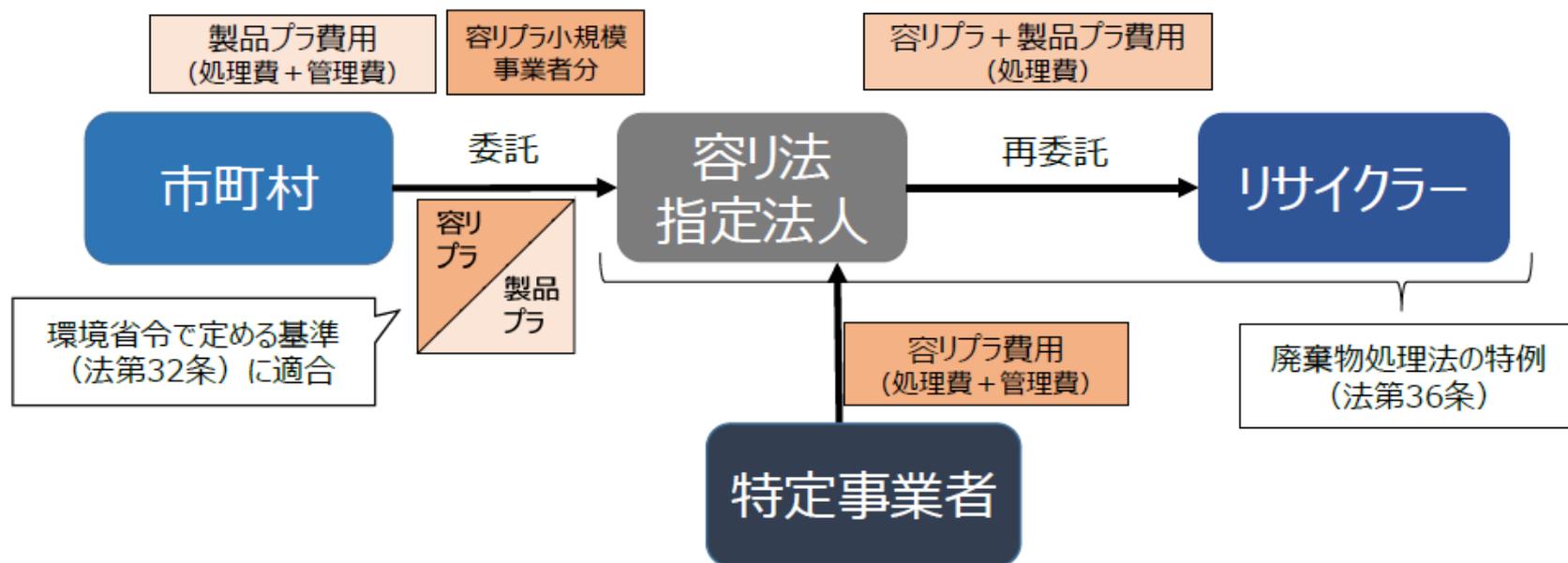
2. 個別の措置事項



「市町村の分別収集及び再商品化」に係る措置の概要

- 市町村は、分別収集物（プラスチック使用製品廃棄物について分別して収集することにより得られたもの。環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容リ法の指定法人に委託することができることとする。この場合に、廃棄物処理法の特例を適用。
- 分別収集物のうち、容リ法上の分別基準適合物については特定事業者が、分別基準適合物以外の製品プラについては、市町村が再商品化費用を負担する。

指定法人委託スキーム（法第32条）



※容リプラ＝容リ法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物
製品プラ＝新法第32条の環境省令で定める基準に適合する分別収集物のうち、容リプラ以外のもの

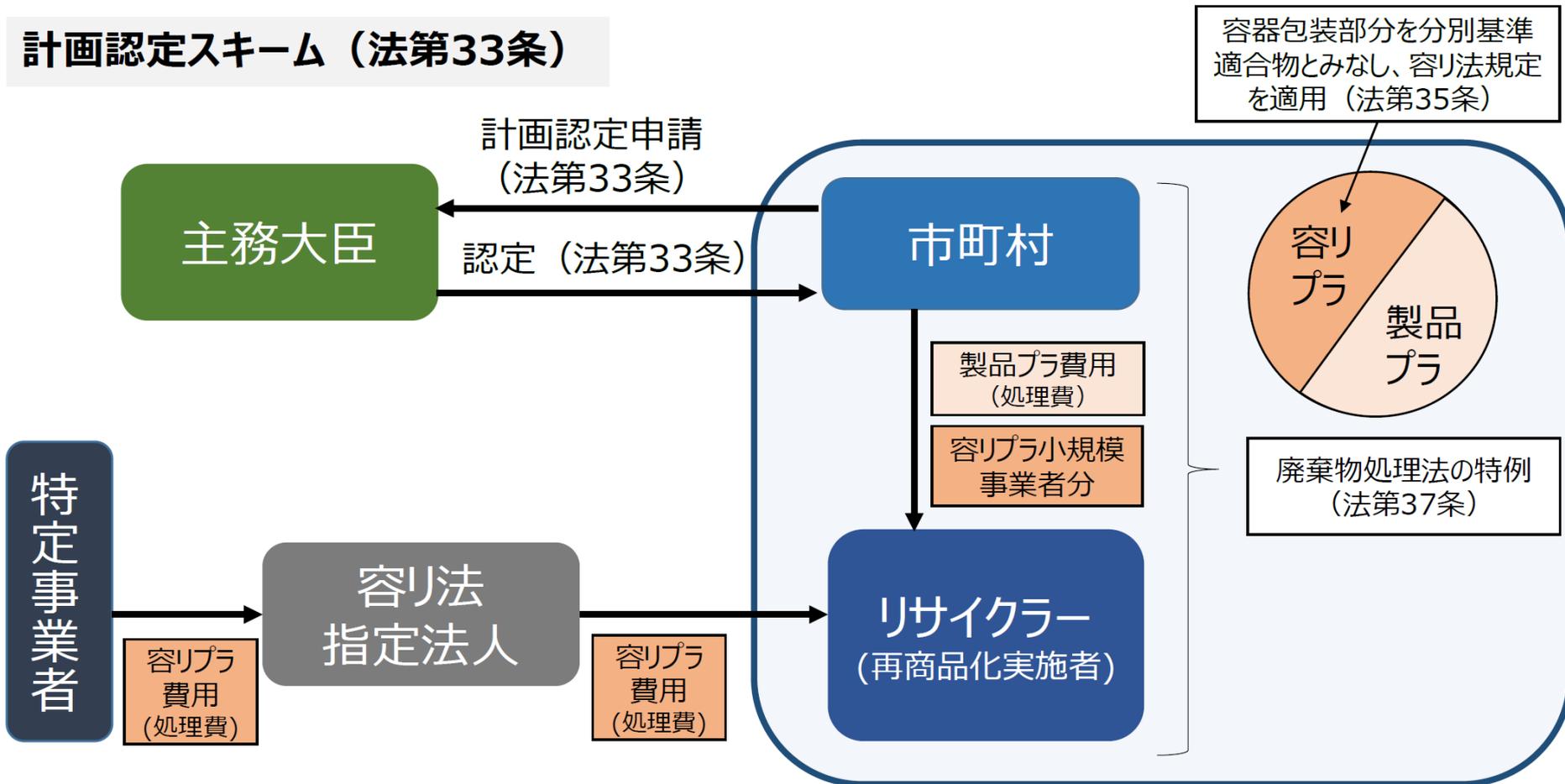
「市町村の分別収集及び再商品化」に係る措置の概要

委託

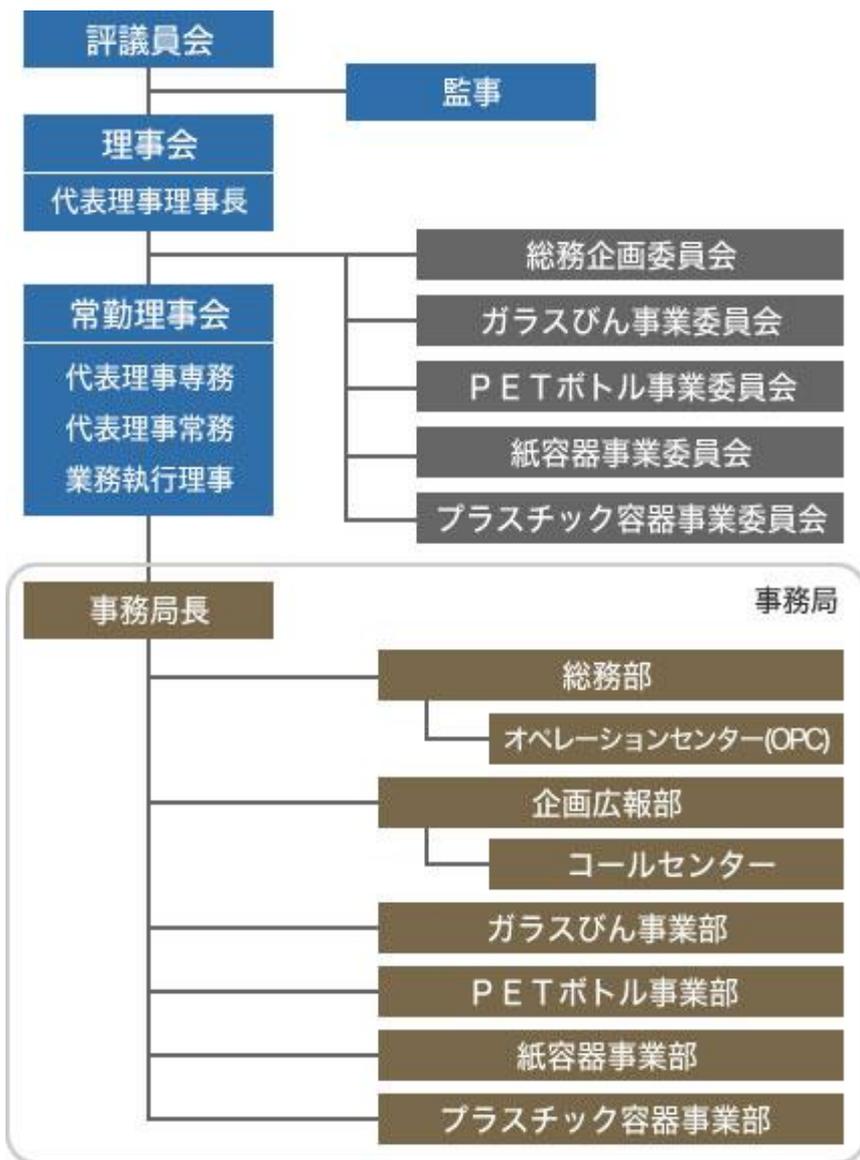
認定

- 市町村が再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、容器法及び廃掃法の特例を適用。これにより、中間処理工程の省略を可能とする。
- 費用負担については、委託スキームと同様の役割分担。

計画認定スキーム（法第33条）



容り協会の組織 (令和6年3月31日現在)



- ・ H 8 年 9 月 財団法人として設立
- ・ H 8 年 10 月 容り法の指定法人として指定
- ・ H 22 年 4 月 公益財団法人として認定

役職員数：37名

★協会に常勤する役職員は、すべて民間の企業・団体出身者

<お問い合わせ先>

●手続きについては：

オペレーションセンター TEL 03 - 5610 - 6261

●法律の内容などは：

コールセンター TEL 03 - 5251 - 4870

ご清聴ありがとうございました。



『年次レポート2024』を是非ご覧ください

◇令和5年度の再商品化事業

総括的概要、素材別の再商品化実施状況を記載しています。

◇数字で見る2023 Highlight

令和5年度の再商品化実績を記載しています。

当協会HP

<https://www.jcpra.or.jp/report/tabid/577/index.php>